

別表の要件を満たす工事の補助基準等

① 浴室を改修する工事

浴室を改修する工事であって、次のいずれかに該当するもの

<p>入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事</p>	
<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次の（１）及び（２）に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> （１）工事後の床面積が1.8㎡以上 （２）短辺の内法寸法が1,200mm以上 ○ 浴室の床面積を増加させるための浴室の位置の移動も対象とする。 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 壁、柱、ドア、天井、床材等の撤去、取り替え。 ○ 一体工事として行う給排水設備の移設等の工事。 <p>※補助率 20% 壁、天井、床、給排水設備、電気工事</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面積の増加したことが確認できる工事前後の写真を添付すること。 ・別表（第4条関係）に示す工事費の算定に必要な工事前後の浴室の床面積が分かる図面を添付すること。
<p>浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事</p>	
<p>【工事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の浴槽（据え置き式、埋め込み式）をまたぎ高さ45cm以下（洗い場からの高さ）の浴槽に取り替える工事。 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 浴槽を基準値以下のまたぎ高さのものに取り替える工事に伴って行う給排水設備の移設等の工事。 <p>※補助率 20% 浴槽、給排水設備 10% 壁、天井、床、電気工事</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・またぎ高さが低くなったことを確認できる工事前後の写真を添付すること。 <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・またぎ高さの確認は、原則カタログや図面で表示された数値により行うものとする。<u>ただし、メーカーより、またぎ高さの詳細を示す資料の提出がある場合は、その数値を採用することができる。</u> ・カタログ等を添付すること。
<p>固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事</p>	
<p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一体工事として固定式の移乗台等を設置する工事に伴って行う蛇口の移設等の工事。 <p>【該当しない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> × 設置に際し工事を伴わない福祉用具（バスリフト等）やすのこの等の設備の設置。 	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定式であり、高齢者等の浴槽の出入りが容易になったことが確認できる工事前後の写真を添付すること。 ・カタログ等を添付すること。

バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事

【基準】

- 以下を全て満足するユニットバスに取り替える工事。
 - (1) 設置する浴槽のまたぎ高さが45cm以下であること
 - (2) 手すりを設置すること（シャワーのガイドレールを兼ねるものを除く）
 - (3) 出入り口の段差を小さくすること
 - (4) 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等）を設置すること

【写真／図面／カタログ等の要件】

- ・ 従前よりバリアフリー化（左列の基準）されたことが確認できる工事前後の写真を添付すること。
- ・ 左列の基準の確認できるカタログ等を添付すること。

【備考】

- ・ またぎ高さの確認は、原則カタログや図面で表示された数値により行うものとする。ただし、メーカーより、またぎ高さの詳細を示す資料の提出がある場合は、その数値を採用することができる。

② 便所を改修する工事

便所を改修する工事であって、次のいずれかに該当するもの

排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事

【基準】

- 次の（1）又は（2）に該当すること。
 - (1) 工事後の長辺の内法寸法が1,300mm以上
 - (2) 便器の前方若しくは側方における便器と壁の距離が500mm以上
- 便所の床面積を増加させるための便所の位置の移動も対象とする。

【付帯工事】

- 壁、柱、ドア、床材等の撤去、取り替えや、一体工事としてそれに伴って行う給排水設備の移設等の工事。

※補助率

20% 壁、天井、床、給排水設備、電気工事

【写真／図面／カタログ等の要件】

- ・ 床面積の増加したことが確認できる工事前後の写真を添付すること。
- ・ 別表（第4条関係）に示す工事費の算定に必要な工事前後の便所の床面積が分かる図面を添付すること。

便器を座便式のものに取り替える工事

【基準】

- 和式便器を洋式便器（洗浄機能や暖房機能等が付いているものを含む）に取り替える工事。

【付帯工事】

- 一体工事として便器を取り替える工事に伴って行う床材の変更等の工事。

【写真／図面／カタログ等の要件】

- ・ 和式便器を洋式便器に取り替えたことが確認できる工事前後の写真を添付すること。
- ・ カタログ等を添付すること。

<p>【該当しない工事】</p> <p>× 取り外し可能な腰掛便座への取り替え。</p> <p>※補助率 20% 便器、床、給排水設備、電気工事 10% 壁、天井</p>	
<p>座便式の便器の座高を高くする工事</p>	
<p>【基準】</p> <p>○ 便器の取り替え等により便器の座高を高くする工事。</p> <p>【該当しない工事】</p> <p>× 取り外し可能な腰掛便座（洋式便器の上に設置して高さを補うもの）の設置。</p> <p>※補助率 20% 便器、給排水設備、電気工事 10% 壁、床、天井</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便器の座高が高くなったことが確認できる工事前後の写真を添付すること。 ・カタログ等を添付すること。

※便器と一体となっている手洗器については 20%、一体となっていない手洗器は 10%

③ 便所、浴室、脱衣室を改修する工事

便所、浴室、脱衣室を改修する工事であって、次のいずれかに該当するもの。

ただし、①又は②と同時に施工する場合のみ対象とする。

<p>高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事</p>	
<p>【基準】</p> <p>○ レバー式蛇口（シャワー付き）やワンタッチ式シャワー等への取り替えの工事。</p> <p>○ 蛇口（シャワー付）を移設又は増設する工事</p> <p>※補助率 20% 水栓器具、給排水設備 10% 壁、床、天井、電気工事</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の身体の洗浄が容易になったことが確認できる工事前後の写真を添付すること。 ・カタログ等を添付すること。
<p>床の材料を滑りにくいものに取り替える工事</p>	
<p>【付帯工事】</p> <p>○ 一体工事として床の材料の取り替えに伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事。</p> <p>【該当しない工事】</p> <p>× 滑り止め溶剤の塗布やテープシールの貼付け等による表面処理のみを行うもの。</p> <p>※補助率 20% 床 10% 壁、天井、電気工事</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表（第4条関係）に示す工事費の算定に必要な施工面積が分かる図面を添付すること。 ・滑りにくい床の材料であることの確認できるカタログ等を添付すること。

ドアノブ又は水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事又は取っ手等を取り付ける工事

<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 開戸のドアノブをレバーハンドルや取っ手など開閉を容易にするものに取り替える工事。 ○ 浴室や洗面台の水栓器具（洗面台、シンク等の蛇口）で、レバー式やワンプッシュ式など開閉を容易にするものに取り替える工事。 ○ 転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とした取っ手等（手すりを含む）を取り付ける工事。 <p>【付帯工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一体工事として取っ手等（手すりを含む）を取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事。 <p>【該当しない工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> × ネジ等を使用しない取っ手や手すり等の取り付け。（両面テープ等で取り付けたもの） <p>※補助率 20% 水栓器具、レバーハンドル、電気工事 10% 壁、床、天井</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開戸や水栓器具の開閉が容易になったことを確認できる工事前後の写真を添付すること。 ・転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することが確認できる工事前後の写真を添付すること。 ・カタログ等を添付すること。
--	--

※給排水設備の補助率について

上記の改修部分については、補助率 20%とします。ただし、便所、浴室以外の給排水設備の改修を行い、便所や浴室と改修費用を分けることができない場合は、補助率が 10%となります。

④ 屋根の遮熱・断熱性能のある塗料により、塗り替える工事

屋根の遮熱・断熱性能のある塗料により、塗り替える工事であって、次のいずれかに該当するもの。

<p>屋根の遮熱・断熱性能のある塗料により、塗り替える工事</p>	
<p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 遮熱・断熱性能のある塗料により、屋根を塗り替える工事。 <p>※補助率 20% 屋根の塗装工事、 10% 破風、軒、雨樋、足場</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事前に遮熱、断熱性能のある開封前の塗料が判る写真（施工する住宅と一緒に写っているもの）と工事完了後に遮熱、断熱性能のある開封後の塗料が判る写真（施工した住宅と一緒に写っているもの）を添付すること。 ・遮熱・断熱性能が確認できるカタログ等を添付すること。

※屋根を遮熱・断熱性能のない塗料による、塗り替え工事を行った場合は補助の対象外となります。

⑤住宅の断熱改修工事等

住宅の断熱改修等を行う工事であって、次のいずれかに該当するもの。

屋根又は天井、壁、床及び開口部の断熱改修を行う工事	
<p>【基準】</p> <p>○ 住宅の断熱改修を行うこと。</p> <p>※屋根、天井、壁及び床に断熱材の施工が必要。</p> <p>※開口部は、必要に応じた仕様の建具の施工が必要。</p> <p>※床板等の張替等についても施工部に係るものは20%</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none">・ カタログ等を添付すること。
<p>○断熱性能のある窓の取替工事等。</p> <p>★ペアガラスの設置、二重サッシへの改修、内サッシの設置。</p> <p>※補助率 20%</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施工箇所が分かる図面を添付すること。・ 取替え予定箇所の工事前の写真を添付すること。・ カタログ等を添付すること。
性能向上のための窓及びガラスを取り替える工事	
<p>【基準】</p> <p>○既存の窓ガラスの安全性の向上を図るために行う取替工事。</p> <p>★合わせガラス、網入りガラス、強化ガラスへの取替。</p> <p>※補助率 20%</p>	<p>【写真／図面／カタログ等の要件】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施工箇所が分かる図面を添付すること。・ 取替え予定箇所の工事前の写真を添付すること。・ カタログ等を添付すること。